

中央区市街地開発事業指導要綱 事前協議チェックリスト

項目	主な内容	協議先
相隣	【住民との紛争防止等(第6条)】 ☐ <中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱> ・説明会の開催及び説明会の報告書提出	建築課 建築調整係
	【デザイン協議会との協議(第12条)】 ☐ 日本橋一の部 ☐ 日本橋問屋街 ☐ 銀座 ☐ 築地場外市場 ☐ 晴海	日本橋一の部デザイン協議会事務局 横山町奉仕会 銀座街づくり会議 築地場外市場デザイン協議会事務局 晴海デザイン協議会事務局
計画全般	【開発建築物全体の計画上の配慮(第16条)】 ☐ 管理室等	地域整備課 まちづくり推進担当
	☐ 管理責任者表示板	地域整備課 まちづくり推進担当
	☐ 自転車駐車場	住宅課 計画指導係
	住宅の計画	住宅課 計画指導係
	住宅以外の計画	交通課 交通対策係
	【環境対策への配慮(第17条)】 ☐ 環境計画(省エネ設備の設置等)	環境課 ゼロカーボン推進係
	【防災対策への配慮(第18条)】 ☐ 防災計画(防災倉庫の設置等)	防災危機管理課 防災危機管理担当
廃棄物保管場所	【開発建築物全体の計画上の配慮(第16条)】 ☐ 廃棄物保管場所3㎡以上	地域整備課 まちづくり推進担当
	☐ <中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱> ・延べ面積 3,000 ㎡以上の集合住宅 ・住宅の用途に供する床面積の合計が 1,000 ㎡以上の集合住宅 ・住戸が 30 戸以上の集合住宅 ※要綱に関しては、<廃棄物保管場所等の設置要領>中に記載があります。	中央清掃事務所
共同住宅	【共同住宅における計画上の遵守事項等(第16条の2)】 ☐ 管理人室(受付窓、トイレ等) ☐ コミュニティスペース等	地域整備課 まちづくり推進担当 住宅課 計画指導係
	【開発協力金の負担(第23条)】 ☐ 世帯用住宅の戸数が10戸以上の共同住宅	地域整備課 まちづくり推進担当
ホテル	【ホテル等における計画上の遵守事項(第16条の3)】 ☐ ホテル関連施設・より公共性の高いホテル関連施設	地域整備課 まちづくり推進担当
	☐ <中央区旅館業法施行条例> ・ホテルの計画内容(旅館業)	中央区保健所 生活衛生課 環境衛生担当
その他	【緑化計画】 ☐ <中央区花と緑のまちづくり推進要綱> ・敷地面積 200 ㎡以上の建築計画	水とみどりの課 緑化推進係
	【駐車場】 ☐ <中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱> ☐ <中央区東京駅前地区附置義務駐車施設整備要綱>	建築課 指導審査係
	【有料老人ホーム等】 ☐ <中央区有料老人ホーム等設置指導要綱>	介護保険課 指導担当
	【都市基盤整備事業】 ☐ <中央区首都高速道路地下化等都市基盤整備事業協力金要綱> ・都市開発諸制度の活用による建築 ・敷地面積 3,000 ㎡以上の建築	基盤事業調整課 基盤事業調整係

※計画の特性により上記以外にも協議・手続きが別途必要となる可能性があります。

(例: 中央区まちづくり基本条例の対象となる計画は、当該条例の協議申出書の提出が必要)

問い合わせ先の詳細は、中央区役所のホームページからご確認ください。
(トップページ→右上のページ ID 検索欄に 5125 と入力すると検索できます。ページ内の【[建築等における主な協議先](#)】を参照してください。)
右記の二次元バーコードを読み取ると区のホームページにアクセスできます。

